国会事項

衆議院

議案提出

四月四日議員から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春外五名提出）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春外五名提出）

議案送付

四月四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

共通番号制度により効率化が進むとされる事務等に関する質問主意書（赤嶺政賢提出）

会議

四月五日（金曜日）　午後零時十五分　本会議

参議院

議事日程

四月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号

平成二十五年四月五日（金曜日）

午後零時三十分開議

第一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

四月四日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第一六号）

また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

報告書提出

四月四日委員長から次の報告書を提出した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書

人事異動

国家公安委員会

（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）警視長　白川　靖浩

宮崎県警察本部長を命ずる（四月一日）

（警視庁公安部長）警視監　石川正一郎

神奈川県警察本部長を命ずる

（警察庁警備局公安課長）警視長　笠原　俊彦

警視監に任命する

沖縄県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房人事課長）警視監　松本　光弘

警視庁公安部長を命ずる（以上四月五日）

警察庁

（関東管区警察局長）警視監　飯島　久司

辞職を承認する

（中部管区警察局長）同　神山　憲一

関東管区警察局長を命ずる

（警察共済組合本部理事）　青木　五郎

中部管区警察局長を命ずる

（警察庁交通局交通企画課交通総合研究官）警視監　永野　賢治

中国管区警察局長を命ずる

（関東管区警察局総務部長）同　柴田　健

科学警察研究所副所長を命ずる

（警察庁警備局外事情報部外事課長）警視長　牛嶋　正人

宮内庁に出向させる

（中部管区警察局広域調整部長）同　高橋　康夫

環境省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　田中　俊恵

警視長に任命する

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を命ずる

（宮崎県警察本部長）警視長　加藤　達也

警察庁警備局外事情報部外事課長を命ずる

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局担当））兼生活安全局付）警視監　辻　義之

警察大学校術科教養部長事務取扱を命ずる

（自動車安全運転センター総務部長）参与　橋本　晃

警視長に任命する

関東管区警察局総務部長を命ずる

（環境省大臣官房付）環境事務官　立川　裕隆

警視長に任命する

中部管区警察局広域調整部長を命ずる（以上四月一日）

（皇宮警察本部長）皇宮警視監　五十嵐邦雄

辞職を承認する

（神奈川県警察本部長）警視監　久我　英一

皇宮警視監に任命する

皇宮警察本部長を命ずる

（警察庁警備局警備企画課長）同　永井　達也

警察庁長官官房人事課長を命ずる

（沖縄県警察本部長）同　村田　隆

警察庁警備局警備企画課長を命ずる

（警察庁長官官房付）警視長　樹下　尚

警察庁警備局公安課長を命ずる（以上四月五日）

皇室事項

認証官任命式

四月二日午後六時三十分、宮中において、特命全権大使林哲三郎、同大部一秋の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を平成25年３月28日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成25年４月８日

農林水産大臣　林　芳正

第２の３の(1)の②中「平成24年10月15日現在の平成24年産米の水稲収穫量」を「平成24年産米の水稲の予想収穫量」に改め、第２の３の表３の注１中「と見通している」を「である」に改める。

第４の１の標題中「平成23会計年度」を「平成24会計年度」に改め、第４の１中「平成23会計年度」を「平成24会計年度」に、「平成23年７月」を「平成24年７月」に改め、第４の２（標題を含む。）中「平成24会計年度」を「平成25会計年度」に改める。

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年４月８日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年４月８日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

制定された日本工業規格

下水道管路維持管理計画の策定に関する指針　A7501

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課においても閲覧に供する。